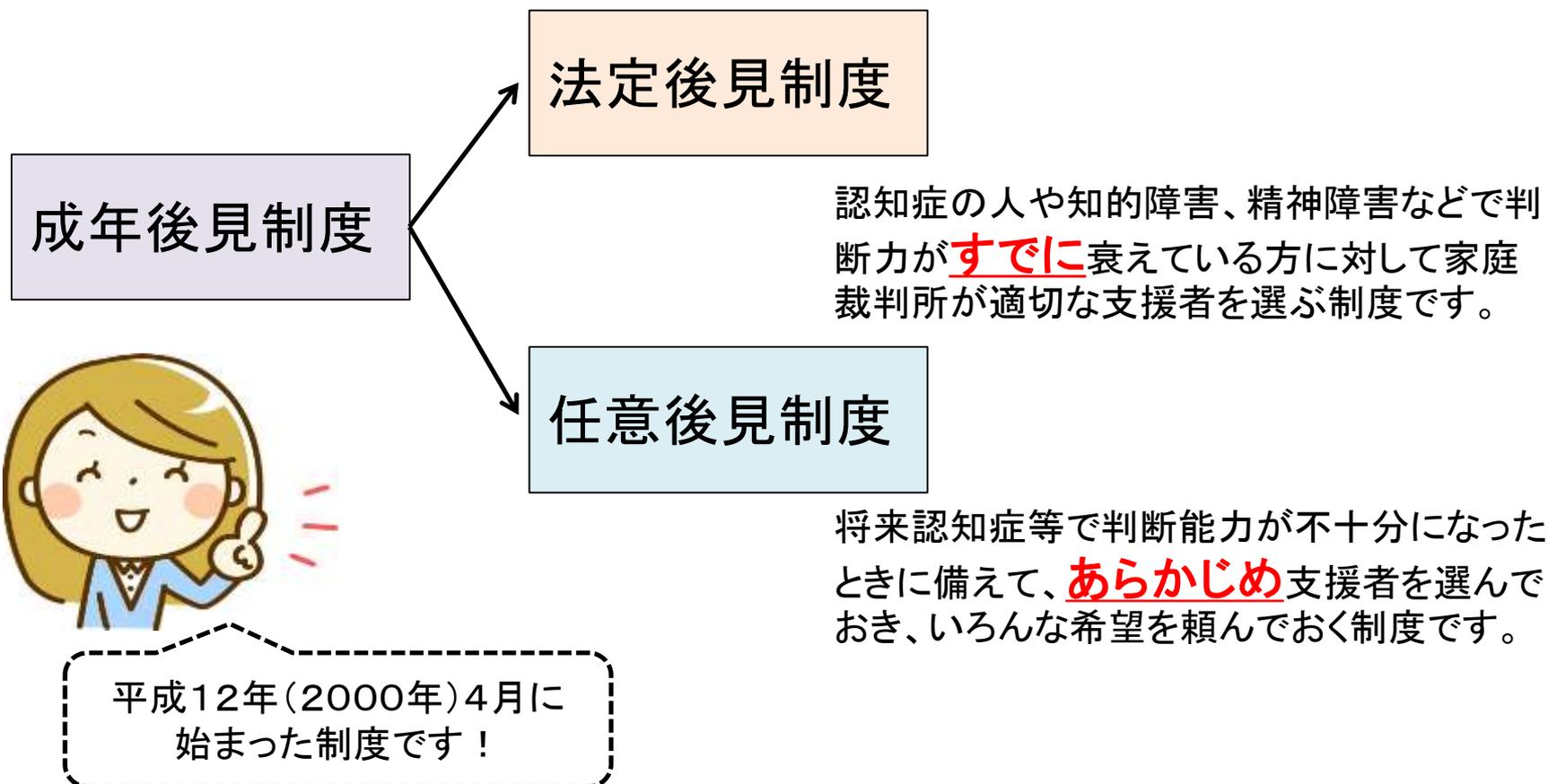


# 成年後見制度について

# 1. 成年後見ってどんな制度？ どんな種類があるの？

判断力が衰えた方や認知症高齢者、知的障害者など、自分自身の権利を守ることが難しい人の、財産管理や身上監護を支援する制度です。  
後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。



## 2. 成年後見制度の意義は？



判断能力を失うと、法律的に有効な意思表示(署名・捺印など)を行うことができなくなり、**法律行為**、つまり、いろんな契約・活動などができなくなります。成年後見は、こういう方を支援する制度です。

### 【出来なくなる例】

(1) 銀行預金の払い戻し、解約

← 払戻請求書、解約請求書などが銀行に受理されない可能性があります。

(2) 老人ホームなど施設の入所

← 施設の入所契約書に署名・捺印できません。

(3) 自宅の売却

← 不動産の売買契約書に署名・捺印できません。

(4) 遺産分割協議書の作成

← 相続の遺産分割協議書に署名・捺印(実印)できません。



### 【出来る例】

(5) 散歩

(6) バス・電車への乗車

(7) コンビニでの買い物など

### 3. 法定後見制度とは？

#### (1) 申立

法定後見は、4親等内の親族などが家庭裁判所に対して申立をして、審判を受けて成年後見人が決定されます。

#### (2) タイプ

家庭裁判所が決めます。

法定後見は、判断能力の喪失程度により、軽いほうから次の3つのタイプがあります。

補助	判断能力が不十分な人
保佐	判断能力が著しく不十分な人
後見	判断能力が欠けている人

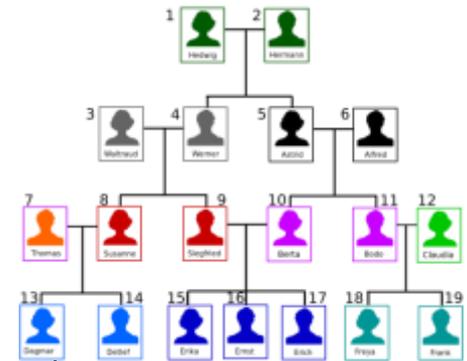
#### (3) 後見人等に付与される3つの権限

同意権	事前に同意を与える権限です。同意なく不利益な契約などをした場合は、取り消すことができます。
取消権	不利益な契約などは取り消すことができます。
代理権	財産に関して代理できます。

(注1) 本人に不利益にならないようなことは、本人の自己決定権が尊重されます。

(例: ちょっとした買い物、飲食)

(注2) 補助、保佐、後見によって、それぞれの権限の範囲が異なります。



#### 【4親等内の範囲】

配偶者、父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥・姪、いとこ などを含みます。



## 4. 任意後見制度とは？

### (1) 契約締結

※任意後見契約は、本人が元気なときに締結する契約ですから、相手との間で自由に取り決めることができます。ただし、任意後見契約は代理権はありますが、同意権、取消権はありません。

※任意後見契約は、公正さ・信頼性を保証するために公証役場の公証人がチェックして公正証書にし、その後、公証人により東京法務局に契約内容が登記されます。

### (2) 契約効力の発生時期

契約の効力は、受任者などが本人の判断力がなくなつたと判断して、家庭裁判所へ申し立てをし、家庭裁判所が任意後見人を監督する立場の任意後見監督人を選任した時から発生します。

任意後見契約は、「即効型」、「将来型」、「移行型」の3つの利用形態があります。

### (3) 任意後見契約の3つの利用形態

#### ①「即効型」任意後見契約

公正証書での契約締結後、直ちに家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申し立てを行う形態です。

#### ②「将来型」任意後見契約

判断能力低下後に任意後見人の支援を受けることを約束する契約形態です。  
(判断能力が低下するまでは、契約は発効しません。)

#### ③「移行型」任意後見契約

これが、よく使われている形態です。「あうん」の中心業務となっています。  
(次ページへ)

## 5. 「移行型」任意後見契約について

- ・任意後見契約は、判断能力が低下した後は、成年後見としての支援を受けられるので、安心です。しかし、それまでの間、つまり、判断能力はあるが、足腰などが不自由になり、日常生活の見守り、財産管理などの手助けを望んでいる人がいます。
- ・「移行型」任意後見契約は、この2つのニーズに対応しています。  
つまり、任意後見契約が発効するまでの間は、見守り・財産管理などを取り決めた**事務委任契約**で対応して、判断力が低下した後は**任意後見契約**で対応するものです。

